

解答と解説

【第 1 問】

番号	問 1	問 2	問 3
正解	1	1	3
配点	3 点	4 点	3 点

< 問 1 > 正解 1

1)の語句の組み合わせが正しい。

- ①老齢基礎年金の年金額は、20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間保険料を支払った場合に満額の年金額がもらえるしくみで、未納期間等がある場合には、その分年金額が減額される。具体的な計算式は、下記の通りである。

$$\text{満額の老齢基礎年金 (注 1)} \times \frac{\text{保険料納付済月数 (注 2)}}{480 \text{ 月}}$$

(注 1) 平成 28 年度価額では、780,100 円。なお、平成 29 年度価額は、779,300 円

(注 2) 国民年金の保険料納付済期間、厚生年金保険の被保険者期間・共済組合の加入期間 (ただし、20 歳以上 60 歳未満の期間) の合計。また、保険料免除期間がある場合、次の期間が分子に加算される。

- ・平成 21 年 3 月以前：全額免除月数×1/3+3/4 免除月数×1/2+半額免除月数×2/3+1/4 免除月数×5/6
- ・平成 21 年 4 月以降：全額免除月数×1/2+3/4 免除月数×5/8+半額免除月数×3/4+1/4 免除月数×7/8

A さんの場合、保険料納付済月数は、国民年金の保険料納付済期間 290 月+国民年金保険料納付予定 166 月=456 月で、保険料免除期間はないので、年金額 (平成 28 年度価額) は、次のようになる。

$$780,100 \text{ 円 (注)} \times \frac{456 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 741,095 \text{ 円}$$

(注) 平成 29 年度価額は、779,300 円。

- ②老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳だが、60歳以上65歳未満の間に繰上げ支給を請求することができる。繰上げ支給の場合、繰り上げた月数に応じて1ヵ月あたり0.5%減額される。仮に、Aさんが60歳0ヵ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合、繰り上げた月数は5年×12月=60月なので、減額率は、「0.5%×60月=30%」となる。

- ③老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合は、『「生涯」減額された年金が支給される』『繰上げ支給の受給権が発生した後は、障害基礎年金の受給権が取得できない』等に注意が必要である。

**<問2> 正解 1**

- 1) 不適切。国民年金の第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、国民年金の定額保険料（平成28年度は月額16,260円、29年度は16,490円）に月額400円の付加保険料を上乗せして納めることで、老齢基礎年金の受給時に付加年金を加算して受給することができる。
- 2) 適切。付加年金の金額は、「200円×付加保険料納付済期間の月数」の算式で計算した額である。仮に、Aさんが付加保険料を120月納付し（400円×120月＝48,000円）、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に上乗せされる付加年金は、「200円×120月＝24,000円」である。48,000円の付加保険料を支払って、24,000円の付加年金をもらえるので、2年で元が取れるお得な制度であると言える。
- 3) 適切。国民年金の第1号被保険者は、国民年金基金に加入することができるが、国民年金基金に加入すると、国民年金の付加保険料を納付することはできない。

**<問3> 正解 3**

3)の語句の組み合わせが適切。

- ①小規模企業共済制度は、個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備しておくための共済制度で、毎月の掛金は、1,000円から「70,000」円の範囲内で、500円刻みで選択することができる。
- ②小規模企業共済の掛金は、その全額が小規模企業共済等掛金控除として「所得控除」の対象となる。
- ③共済金（死亡事由以外）の受取方法には、『一括受取り』『分割受取り』『一括受取り・分割受取りの併用』があるが、個人事業主が廃業した場合に受け取る『一括受取り』の共済金は、「退職」所得として扱われる。退職所得の場合、勤続年数20年まで1年間あたり40万円、勤続年数21年からは1年あたり70万円が控除され、控除後の金額の2分の1に対して、所得税・住民税が課税される。  
なお、分割受取りの場合は、雑所得（公的年金等控除の適用あり）の扱いとなる。

**【第2問】**

番号	問4	問5	問6
正解	2	3	2
配点	3点	3点	4点

<問4> 正解 2

- 1) 不適切。Aさんが死亡した場合、妻Bさんに対して支給される遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者記録を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の4分の3相当額である。
- 2) 適切。介護保険の被保険者は、65歳以上の人（第1号被保険者）と、40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられる。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができるが、第2号被保険者は、がん末期、脳血管疾患、初老期における認知症など、加齢に伴う特定疾病が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができる。
- 3) 不適切。会社員は国民年金（第2号被保険者）と厚生年金保険の両方に加入しているので、障害等級1級または2級と認定された場合、障害基礎年金と障害厚生年金の両方が支給される。障害基礎年金は障害等級1級と2級に該当したときに、障害厚生年金は障害等級1級、2級、3級に該当したときに支給される。

<問5> 正解 3

- 1) 適切。障害基礎年金、障害厚生年金の支給額は以下の通り。公的年金制度からの障害給付があっても、通常的生活費に療養費等の出費が加わると支出が収入を上回る可能性がある。

<平成29年度価額>

障害基礎年金	
1級	974,125円+子の加算額（注1）
2級	779,300円+子の加算額（注1）
障害厚生年金	
1級	報酬比例の年金額×1.25+配偶者の加給年金額（注2）
2級	報酬比例の年金額+配偶者の加給年金額（注2）
3級	報酬比例の年金額（最低保障額584,500円）
3級より軽症	報酬比例の年金額×2.0（最低保障額1,169,000円）

（注1）子の加算額：第1子と第2子は各224,300円、第3子以降は1人あたり74,800円

（注2）配偶者の加給年金額：224,300円

- 2) 適切。Aさんが提案を受けている生命保険は、Aさんが65歳までに死亡した場合、終身保険と定期保険特約からそれぞれ100万円と900万円が一時金として、収入保障特約から年額60万円の年金が最低5回分支払われるというものである。
- 3) 不適切。Aさんが提案を受けている生命保険において、生まれて初めて所定のがん（悪性新生物）と診断された場合、主契約と特約いずれの保険料も払込が免除される。

<問6> 正解 2

- 1) 不適切。生命保険料控除には「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」がある。各控除の適用限度額は、所得税で 40,000 円、住民税で 28,000 円、3つの控除を合計した適用限度額は所得税で 120,000 円、住民税で 70,000 円となる。
- 2) 適切。A さん死亡時に妻 B さんが受け取る収入保障特約からの年金額において、相続発生時に年金受給権が『定期金に関する権利の評価』に基づき評価されて相続税の課税対象となる。その後、毎年受け取る年金は、課税部分と非課税部分に振り分けられ、課税部分は雑所得として総合課税の対象になる。
- 3) 不適切。身体障害保障特約から給付される一時金を、被保険者である A さんに代わって妻 B さんが指定代理請求人として請求することができるが、受け取った一時金は非課税である。

【第3問】

番号	問7	問8	問9
正解	1	2	2
配点	3点	3点	4点

<問7> 正解 1

- 1) 不適切。役員退職金に関して、税務署は『役員最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率』の計算式に基づいて、支給した退職金が適正かどうか、過大かどうかの判定を行うのが一般的である。この計算式に基づく金額を超える役員退職金を支給することもできるが、合理的な基準に基づくものでなくてはならない。また、下記 2)にあるように、適正額を上回る過大な部分は損金不算入となる。
- 2) 適切。役員退職金として相当であると認められる額を超えて、X 社が A さんに役員退職金を支払った場合、超えた部分の損金算入が認められない。
- 3) 適切。退職所得等の金額は以下の通り計算する。

$$\text{退職所得の金額} = \{ (\text{退職手当等の}) \text{収入金額 (源泉徴収される前の金額)} - \text{退職所得控除額} \} \times 1/2$$

<退職所得控除額の計算

勤続年数 (A)	退職所得控除額
20 年以下	40 万円×A (80 万円に満たない場合は、80 万円)
20 年超	① 800 万円+70 万円× (A-20 年)

(注) 1 年未満の端数がある場合はその端数を 1 年に切り上げる

＜問 8＞ 正解 2

長期平準定期保険の支払保険料は、保険期間開始から 6 割に相当する期間は 2 分の 1 を前払保険料として資産計上、残りの 2 分の 1 を定期保険料として損金算入する。後半 4 割の期間は、支払った保険料全額を損金に算入し、それまで資産計上した金額を期間に応じて案分して取り崩して損金算入する。

＜問 9＞ 正解 2

- 1) 適切。長期平準定期保険は、保険期間中に資金を必要とした場合、解約返戻金の所定の範囲で契約者貸付制度を利用できる。これによって保険契約を解約することなく資金調達が可能となる。
- 2) 不適切。長男 B さんが 65 歳時点までに支払った保険料総額は 5,250 万円 (=210 万円×25 年) で、資産計上累計額は 2,625 万円 (=5,250 万円×1/2) である。解約時に受け取る解約返戻金 4,850 万円と 2,625 万円との差額 2,225 万円は雑収入として、その事業年度の益金に計上する。
- 3) 適切。長期平準定期保険は、保険期間の経過とともに一定の時期まで解約返戻金が増加していくが、その後は減少して保険期間満了時にはゼロになる。

【第 4 問】

番号	問 10	問 11	問 12
正解	3	1	3
配点	3 点	4 点	3 点

＜問 10＞ 正解 3

- 3)の語句の組み合わせが適切。
- i) 納税者が自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額について社会保険料控除（所得控除）を受けることができるので、A さんが支払った長男 C さんの国民年金の保険料は、A さんの社会保険料控除の対象と「なる」。
  - ii) 配偶者控除は、配偶者の合計所得金額が 38 万円以下（パートによる給与収入金額でいえば 103 万円以下）の場合に適用が受けられる。妻 B さんには収入がないので、A さんは配偶者控除の適用を受けることができ、控除額は「38 万円」（70 歳以上の老人控除対象配偶者の場合は 48 万円）である。
  - iii) 扶養控除の対象となるのは、①納税者と生計を一にしている親族（配偶者を除く）、② 16 歳以上、③合計所得金額が 38 万円以下などの要件を満たした場合で、控除額は年齢等に応じて、次のようになっている。

区 分		控除額
一般の控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）		38万円
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）		63万円
老人扶養親族（70歳以上）	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等（注）	58万円

（注）同居老親等とは、老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系の尊属（父母・祖父母など）で、納税者又はその配偶者と常に同居している人をいう。

長男Cさんは、20歳で特定扶養親族に該当するので、Aさんが適用を受けることのできる扶養控除の控除額は、「63万円」である。

### <問 11> 正解 1

1)が正しい。

- ・給与所得の金額

給与所得控除額

$$800 \text{ 万円} - (800 \text{ 万円} \times 10\% + 120 \text{ 万円}) = 600 \text{ 万円}$$

- ・一時所得の金額

終身保険の解約返戻金は、一時所得となる。一時所得の金額は、「総収入金額－収入を得るために支出した費用－特別控除（最高 50 万円）」で計算される。また、一時所得の金額は、その 2 分の 1 の額が総所得金額に算入される。

解約返戻金 正味払込済保険料 特別控除

$$320 \text{ 万円} - 280 \text{ 万円} - 40 \text{ 万円} = 0 \text{ 円}$$

- ・総所得金額：600万円

### <問 12> 正解 3

- 1) 不適切。医療費控除額は、「支払い医療費－保険金などで補填される金額－10万円（注）」（控除限度額は200万円）で計算される。

（注）総所得金額等が200万円未満の場合は、総所得金額等の5%。

- 2) 不適切。給与所得者であっても、その年分の給与収入の金額が2,000万円を超える場合、給与所得・退職所得以外の所得が20万円を超える場合、2ヵ所以上から給与を受ける場合などは、年末調整の対象とならないため、所得税の確定申告をしなければならない。したがって、総所得金額に算入される一時所得の金額（1/2した金額）が20万円を超える場合には、確定申告をしなければならないが、Aさんは、問11のように、一時所得の金額は0円であるので、所得税の確定申告を必要はない。
- 3) 適切。所得税の確定申告書は、原則として、翌年2月16日から3月15日までの間に、納税者の住所地を所轄する税務署長に提出する。

**【第5問】**

番号	問 13	問 14	問 15
正解	3	2	3
配点	3点	4点	3点

**<問 13> 正解 3**

3)の語句の組み合わせが適切。

- i) Aさんの相続に係る法定相続人は、妻Bさん、弟Cさん、妹Dさんの3人となる。したがって、妻Bさんの法定相続分は「4分の3」である。弟Cさん、妹Dさんは、それぞれ $1/4 \times 1/2 = 1/8$ である。
- ii) 相続税の基礎控除額は、「3,000万円+600万円×法定相続人の数」で計算される。したがって、Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、3,000万円+600万円×3人＝「4,800万円」である
- iii) 契約者（＝保険料負担者）・被保険者がAさん、死亡保険金受取人が妻Bさん（Aさんの相続人）という契約で受け取る死亡保険金は、みなし相続財産として相続税の課税対象となるが、妻Bさんが受け取る死亡保険金は「500万円×法定相続人の数」を限度として、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができる。  
設例の場合、死亡保険金額は2,000万円で、法定相続人は3人なので、非課税限度額は500万円×3人＝1,500万円となり、相続税の課税価格に算入される金額は、2,000万円－1,500万円＝「500万円」となる。

**<問 14> 正解 2**

2)が正しい。

相続税の計算において、「相続税の総額」までは、誰がどのように相続するかにかかわらず、法定相続分通りに相続したものとみなして次の順序で計算する。

**①課税価格の合計額**

本問では、金額を明らかにしていないが、課税遺産総額（課税価格の合計額－基礎控除額）1億2,000円が明記されており、基礎控除額の計算から逆算すると、1億6,800万円となる。

**②遺産に係る基礎控除額**

問13より、4,800万円である。

**③課税遺産総額**

1億6,800万円－4,800万円＝1億2,000万円

（この金額が設問上の前提条件として記載されている）

**④相続税の総額**

- ・妻Bさんの相続税の総額の基となる税額  
 $1 \text{億} 2,000 \text{万円} \times 3/4 = 9,000 \text{万円}$   
 $9,000 \text{万円} \times 30\% - 700 \text{万円} = 2,000 \text{万円}$
- ・弟Cさん、妹Dさんそれぞれの相続税の総額の基となる税額  
 $1 \text{億} 2,000 \text{万円} \times 1/4 \times 1/2 = 1,500 \text{万円}$   
 $1,500 \text{万円} \times 15\% - 50 \text{万円} = 175 \text{万円}$
- ・相続税の総額  
 $2,000 \text{万円} + 175 \text{万円} \times 2 \text{人} = 2,350 \text{万円}$

<問 15> 正解 3

- 1) 適切。公正証書遺言は、原本が公証役場に保管されるため、紛失のおそれがなく、遺言書の形式不備等の心配のない、安全な遺言の方式といえる。
- 2) 適切。公正証書遺言を作成する場合、証人2人以上の立会いが必要となるが、推定相続人（相続人になると思われる者）、受遺者（遺贈を受ける者）およびこれらの者の配偶者ならびに直系血族、未成年者は、証人として立ち会うことはできない。したがって、妻Bさんは証人になることができない。
- 3) 不適切。遺留分とは、被相続人の兄弟姉妹以外の相続人に対して最低限の遺産相続分を保障する相続割合のことをいう。弟Cさんおよび妹Dさんには、遺留分がないので、遺言により、全財産を妻Bさんに相続させることは可能である。

<参考：遺言の種類と特徴>

遺言の種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成者	遺言者本人	公証人	遺言者本人
作成方法	本人が遺言の全文・日付・氏名等を書き（パソコン等は不可）、押印する。	本人が口述し、公証人が筆記する。	本人が、遺言書（パソコン等や代筆も可）に署名押印をして封印し、公証人に提出する。
証人	不要	2人以上	2人以上
保管	遺言者本人	原本は公証役場、原本を写した正本は遺言者本人	遺言者本人
検認（注）	必要	不要	必要

（注）検認とは、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など遺言書の内容を確認し、遺言書の偽造・変造を防止するための手続きで、公正証書遺言の場合は検認は不要だが、自筆証書遺言や秘密証書遺言の場合は検認が必要である。